

高松市学校給食アレルギー対応委員会について

1 アレルギー疾患対応をめぐる国の動き

平成20年3月	文部科学省監修の下、財団法人日本学校保健会（当時）が「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（以下ガイドライン）」を作成。
平成26年6月	アレルギー疾患対策基本法が成立
平成27年3月	文部科学省が、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成
平成29年3月	厚生労働省が、アレルギー疾患対策基本法に定められている「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を策定
令和2年3月	ガイドライン改訂

2 アレルギー対応委員会設置の趣旨

(1) 連携体制の構築

令和元年度改訂版ガイドラインにおいて、教育委員会の役割として、「アレルギー対応委員会を設置し、適切な対応推進のために、以下の点などに関して活動する」と示されている。

- ① 学校単位で連携しにくい機関（医師会、消防機関等）との広域的な対応の取りまとめや支援を行う。
- ② 関係者の定期的な協議の場を設け、連携体制の構築等に努める。
- ③ 研修会の実施・支援を行う。
- ④ 食物アレルギー対応状況を把握し、必要に応じて指導及び支援を個別に行う。
- ⑤ すべての事故及びヒヤリハット事例について情報を集約し、改善策と共に所管内に周知を図り、事故防止に努める。

(2) 手引きの見直し

本市では、平成24年4月に「学校給食における食物アレルギー対応について」（別添資料1）を作成し、各学校へ通知しており、各学校及び調理場は、本手引きを基に、施設の状況や個々の児童生徒の症状等を考慮し、各学校で対応を決定している。

作成から9年が経過した本手引きについて、現状と課題を踏まえ、見直す必要がある。